

同 意 書

1. 教育・保育の質の向上を図る上で入園手続き料（1号認定児）・バス代（利用者）教材費・光熱水費・給食費等を必要な経費として納入します。

2. 個人情報の提供について

①小学校就学の際には、園児の指導要録を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、教育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

②緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

③教育・保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

教育・保育を提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

3. 個人情報の使用

①保育料の金額の情報

お住いの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、一時預かり・延長保育料等を含む必要な範囲に限って使用します。

②子ども及び子どもの世帯の情報

届出のあった子ども及び世帯の情報は、教育・保育の提供に必要な範囲に限って使用します。

日常の園児書類全般、掲示物、園のホームページ等の日常の園生活を内外に伝えるための情報提供、町広報誌等の自治体・各種団体における広報誌、作品出展等に利用致します。情報提供物につきましては、入園期間中並びに卒園（退園）後も適用されることを承諾致します。

私は上記の内容について同意致します。

年 月 日

社会福祉法人 高陽福祉会
認定こども園 おとぎのくに
理事長 前田 元照 殿

住 所 _____

児童氏名 _____

保護者氏名 _____

印